

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインについて

新発田労働基準監督署

一年間に発生する休業4日以上労働災害約12万件のうち、約5万件が労働安全衛生法施行令第2条第3号業種(以下、「3号業種」という。)において発生しており、安全管理体制の構築が急務になっています。労働災害防止のために安全管理体制の構築をお願いします。

目的

現在の労働安全衛生法において安全管理者または安全衛生推進者の選任が義務付けられていない3号業種(その他の小売業、社会福祉施設、飲食店など)において、安全の担当者(以下、「安全推進者」という。)を配置し、安全管理体制の充実、災害防止活動の実効を高めることで、労働災害の減少を図ります。

対象事業場

3号業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するもの。

1号業種	林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
2号業種	製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
3号業種	その他の業種(1号及び2号以外の業種)

安全推進者の要件

整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置してください。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望まれます。

- ア:安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等)
- イ:アと同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)

安全推進者の配置等

原則として1名以上の配置をしてください。また、配置したときは、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知してください。

安全推進者の職務について

- (1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること
(例:整理整頓(4S活動)の推進、危険箇所の改善、刃物や台車等 道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等)
- (2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること
(例:朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)
- (3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること
(例:労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)